令和4年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
企画推進部(文化交流課)			
	ご指摘いただいた額確定通知については、R4.10.19 付通知書を指定管理者へ渡しました。今後は適正な事 務を徹底します。	R5. 1. 19	
市立病院総務課			
面、請書の作成を省略する運用が行われていた。 鳥取市契約規則では、随意契約によろうとするときは予定価格を記載した書面を作成 しなければならないと規定され、鳥取市随意契約運用基準で、随意契約理由書を作成し た場合は、これをもって「予定価格を記載した書面」の作成に代えることができるとさ れている。 鳥取市随意契約運用基準では、修繕の予定価格が10万円以上の場合、随意契約理由書 を作成すること、また、契約額が10万円以上50万円以下の場合は請書、50万円超の場合 は契約書を作成することが規定されている。	今回の指摘を受けて、まず担当職員に現状の運用が契約規則、随意契約運用基準等と相違があることを認識させ、正式な運用の周知を図りました。さらに、再発防止のために負担行為命令書に関係書類一式を添付する運用を令和4年11月1日起案分より開始し、現状の運用を改めました。 改善内容: 随意契約理由書と負担行為伺兼命令書をクリップで止めて、規定の運用とおりに令和4年11月1日起案分より実施。	R5. 1. 19	